

議案第 34 号

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和8年2月26日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

記

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あやま文化センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 300 号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項中「センター」を「あやま文化センター（以下「センター」という。）」に改め、同条第3項中「指定管理者が」を「市長は、」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第3条とする。

第5条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に改め、「と認める」を削り、「使用」を「センターの使用」に改め、同項第1号中「を乱し、」を「又は」に、「害する」を「乱す」に改め、同項第3号中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第4号中「会館」を「センター」に改め、同項第5号中「会館」を「センター」に改め、「ある」の次に「と認められる」を加え、同項第6号中「その他指定管理者が使用に際し」を「前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、センターの使用を許可するに当たっては、その管理上必要な条件を付することができる。

第5条を第4条とする。

第6条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「使用について」を「使用の」に、「利用料金」を「別表に定める使用料」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出しを「(使用料の返還)」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に、「還付し」を「返還し」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、特別の理由がある」を「やむを得ない事由によりセンターの使用を中止した場合であって、市長が返還することを相当」に、「その」を「既納の使用料の」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出し中「権利」を「目的外使用及び権利」に改め、同条中「許可」を「センターをその使用の許可」に、「以外にセンターを」を「以外の目的のために」に、「又は使用の」を「並びに使用する」に、「若しくは」を「及び」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特別な設備等)

第9条 使用者は、センターの使用に当たって、センターの施設に特別な設備を設け、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、「使用者が」及び「と認める」を削り、「使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消す」を「使用の許可を取り消し、センターの使用を制限し、又はセンターから退去させる」に改め、同項第1号中「違反した」を「違反し、又はこれらに基づく処分に従わない」に改め、同項第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 第4条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (5) 第4条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定によりセンターの使用の許可を取り消され、センターの使用を制限され、又はセンターから退去させられたことにより、使用者に損害が生じることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

第11条を削る。

第12条第1項中「第10条第1項」を「前条第1項」に、「使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を除去し、施設を原状に回復し」を「センターから退去させられることとなったときは、速やかに原状に回復して返還し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条第2項を削り、同条第1項を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、センターへの入場を拒み、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれ又は施設若しくは設備等を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

第13条中「使用者は、」を削り、「損傷」を「損傷し、」に、「滅失したとき」を「滅失した者」に、「これを」を「直ちに市長に申し出て、その指示に従い、」に改め、ただし書を削る。

第14条を削る。

第15条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第1号中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第2号中「センター」を「第16条第1項に規定するセンター」に改め、「の徴収」を削り、同条第3号中「維持管理」を「維持及び管理」に改め、同条第4号中「その他センター」を「前3号に掲げるもののほか、センター」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

センターの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第15条を第14条とする。

第16条を削る。

第17条を第18条とする。

第14条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による休館日等の変更)

第15条 指定管理者は、第3条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの使用時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第16条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者は、第5条の規定にかかわらず、センターの利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、第5条の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 利用料金は、規則で定める期限までに納付しなければならない。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由によりセンターの使用を中止した場合であって、市長が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

6 指定管理者は、特別の理由があるとき、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を免除することができる。

(読替規定等)

第17条 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第9条、第10条、第11条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 第14条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

別表中「第6条関係」を「第5条関係」に、「基本利用料金(円)」を「使用料の額(円)」に改め、同表備考第1項中「その利用料金」を「その使用料」に、「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第3項中「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第4項中「の利用料金」を「の使用料」に、「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第5項中「超過利用料金」を「超過使用料」に、「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第6項中「基本利用料金」を「使用料の額」に改め、同表備考第7項中「利用料金」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。